

## 政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年6月1日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名  
市有地草刈業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
財務部管財課
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年5月28日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市牛島町9番4号  
公益社団法人 富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
35,970円
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年 6月 1日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名  
殿様林団地外空地等除草業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
富山市土木事務所 建設課
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年 5月31日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市牛島町9番4号 公益社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
669,000円
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年 6月 2日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名  
稲代・楡原西部団地空地除草業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
富山市土木事務所 建設課
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年 6月 1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市牛島町9番4号 公益社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
259,140円
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条第2項第3号の規定により公表する。

平成30年6月4日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名  
富山市立図書館八尾福島分館草刈・樹木消毒業務
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
教育委員会 図書館
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年6月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市牛島町9番4号  
公益社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
69,930円
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

## 政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年6月5日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名  
平成30年度耕作放棄地等有効活用モデル事業用地除草業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
農林水産部農政企画課
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年5月29日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市牛島町9番4号  
公益社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
単価契約 草刈業務 1人1時間 1,799円  
集草作業 1人1時間 1,341円
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

平成30年6月13日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名  
感謝状筆耕
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
福祉保健部社会福祉課
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年6月6日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市牛島町9番4号  
公益社団法人 富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
555 円
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について(契約後公表)

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則(平成17年富山市規則第37号)第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年6月27日

富山市長 森 雅 志

1 契約の件名

別名処分場跡地草刈作業委託

2 随意契約を締結した課室の名称

環境部環境センター管理課

3 契約の相手方を決定した日

平成30年6月27日

4 契約の相手方の住所及び名称

富山市牛島町9番4号

公益社団法人富山市シルバー人材センター

5 契約金額

93, 522円

6 随意契約の理由

本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について(契約後公表)

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則(平成17年富山市規則第37号)第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年6月27日

富山市長 森 雅 志

1 契約の件名

吉谷最終処分場跡地草刈作業委託

2 随意契約を締結した課室の名称

環境部環境センター管理課

3 契約の相手方を決定した日

平成30年6月27日

4 契約の相手方の住所及び名称

富山市牛島町9番4号

公益社団法人富山市シルバー人材センター

5 契約金額

53,955円

6 随意契約の理由

本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。



## 政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年6月14日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名  
感謝状筆耕
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
福祉保健部生活支援課
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年6月13日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市牛島町9番4号 公益社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
5,602円
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

## 政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年6月20日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名  
市有地草刈業務委託（富山市婦中町長沢外2箇所）
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
財務部管財課
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年6月18日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市牛島町9番4号  
公益社団法人 富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
213,065円
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、特定非営利活動法人すずかぜ工房から役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年6月22日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名  
第2期呉羽南部企業団地内除草業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
商工労働部工業政策課
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年6月22日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市城村147番地3  
特定非営利活動法人すずかぜ工房
- 5 契約金額  
2,462,400円
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年6月22日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名  
いちじく圃場草刈業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
農林水産部農林事務所農業振興課
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年6月22日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市牛島町9番4号 公益社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
53,954円
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

## 政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年6月25日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名  
八尾地域統合中学校建設用地に係る草刈業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
教育委員会事務局 統合校整備等推進室
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年6月25日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市牛島町9番4号 公益社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
125,895円
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

## 政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年6月25日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名  
高岡冷蔵株式会社の寄附に係る感謝状筆耕手数料
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
商工労働部観光政策課
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年6月25日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市牛島町9番4号 公益社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
2,801円
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

## 政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年6月28日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名  
平成30年度保育所樹木防虫剤散布業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
富山市子ども家庭部  
大山行政サービスセンター地域福祉課
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年6月28日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市牛島町9番4号  
公益社団法人 富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
51,030円
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

## 政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年6月25日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名  
大山地域市有地草刈業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
財務部管財課
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年6月22日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市牛島町9番4号  
公益社団法人 富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
343,867円
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。